

「特集」

新しい家族のかたち

CASE 1 父子家庭の父



CASE 2 事実婚のカップル



CASE 3 夫は専業主夫、妻が稼ぎ手



保障・資産運用

CASE 5 外国籍の夫の家庭



CASE 4 熟年離婚したい妻



従来、保険提案の前提とされてきた「モデル世帯」や「標準的なライフプラン」は、もはや一般的な事例ではなくなりつつある。今後は、新しい家族のかたちにふさわしい保障および資産形成の在り方を考えるべきといえるだろう。

本特集では、個人向け相談業務で実績を持つ専門家が、いくつかの家族の事例を通して、保障や資産運用のポイントを解説していく。多様化する顧客ニーズに応えるヒントを、ここから見つけてみよう。



保障編

1級ファイナンシャル・プランニング技能士◎ **三井秀俊**

「専業主夫」は7万人を突破し、わずか7年間で倍近くになりました※1。専業主夫は多くの場合、一時的な形態であることが特徴です。従って現段階での稼ぎ手である妻と、将来の稼ぎ手になる夫と、両面の保障を考える必要があるでしょう。

「国際結婚」の件数は約3万6,000件で、昭和60年の3倍程度です※2。日本人同士の婚姻件数が横ばいであるにもかかわらず国際結婚は増えています。

個人・法人向けの生命保険提案に携わる。
本誌に「中小企業開拓のノウハウ」を連載中。

夫が日本人で妻が外国籍である場合、世帯主が日本人であるため、基本的には日本人同士の夫婦のケースと大きな違いはありません。

しかし、「夫が外国籍で妻が日本人の家庭」では、日本人同士とは異なる特性を考慮したリスクマネジメントが必要です。

※1 国民年金の第3号被保険者となっている男性の数で推測。社会保険庁「平成14年度 社会保険事業の概況」

※2 厚生労働省「平成14年 人口動態調査」

独立系FP・生保代理店◎ **辻 良子**

家族の在り方や保障に対する考えが多様化した現在は、それぞれの事情を一番に考慮し、時には生命保険から離れたアドバイスも必要になります。

「父子家庭」の事例においては、いわゆる一般的な家庭とほぼ提案内容は同じですが、必要保障期間を短く設定する配慮も求められてきます。

「事実婚のカップル」については、各自に資産があるた

前職の生命保険会社では管理部門と教育担当を歴任。
現在は首都圏近郊で、ライフプランの提案を主体に活動中。

め現時点においては死亡保障は不要と考えます。

また、今後確実に増えてくると予想される「熟年離婚」のケースでは、周辺知識もかかわってくるので、生命保険だけですべてが解決できるものではありません。

生命保険は、あくまでもライフプランという生涯の設計におけるひとつの手段であることを常に念頭においたアドバイスが必要なのではないでしょうか。

資産運用編

(株)ノースアイランド 代表取締役◎ **嶋 敬介**

「もはや戦後ではない」をもじった「もはやバブル後ではない」とは竹中平蔵大臣の言葉ですが、生活者の立場では「もはやビッグバン後ではない」となるのでしょうか。つまり、「金融自由化による『自己責任』に対して背を向けるのではなく、積極的に情報を集め、対応していくことが重要である」ということなのです。

近年は「家族」の在り方もさまざまです。成田離婚に始まり熟年離婚まで登場し、終生添い遂げるという固定観念

CFP®国際ファイナンシャル・プランナー・税理士・MBA
東京(丸の内)、大阪(梅田)で「マネーカフェ」(FP相談) 展開中。

にとらわれていた結婚・家族形態は、変ぼうの一途をたどっています。入籍しない事実婚カップル、専業主夫、父子家庭など、一昔前にはあまり見なかった「新しい家族のかたち」に、保障や資産構成、資産形態、資産運用からそれらの承継まで、それぞれ疑問と問題点があることは否めない事実なのです。

今回取り上げる5つの事例が、人生における分岐点において重要な判断の一助になれば幸いです。



父子家庭の父



妻は1年前にがんで他界した。現時点で再婚の意思はない。もし、いま自分に万一のことがあった場合、子どもには金銭的に十分なものを遺したいと思っている。父親がいなくなったとしても、生活費や学費の心配をすることなく、勉学に専念してほしいと願っているからだ。

祖父母は健在だが、経済的な負担はかけたくないの、子どもの生活費および大学進学までの教育資金も、生命保険で準備したい。

家族DATA

父 38歳 会社員 年収700万円
子 8歳 小学校2年生
貯蓄 500万円 (主に定期預金)
住宅ローン残高 2,600万円
返済額 毎月約10万円 (返済期間64歳まで)

保障編

独立系FP・生保代理店◎辻 良子

子どもの教育費と本人の老後資金を確保

子どもの生活保障と教育資金準備

父親に万一のことがあった場合、子どもに一番必要なのは経済的に自立できるまでの生活費ですが、同時に教育資金も不可欠です。

保険を提案する前に公的年金を確認しましょう。配偶者がいない場合、厚生年金被保険者である本人が死亡した際は、子どもが遺族年金(遺族基礎年金+遺族厚生年金)を受け取ります。金額は、月に10万円程度でしょう。

しかし、これでは生活費として十分ではありません。子どもは大学に進学するため、就労するのは早くても23歳からですが、公的年金は18歳の年度末までしか支給されないからです。

そこで、子どもが大学を卒業するまでの生活資金の基盤は、収入保障保険で確保することとします。

父親は、自分に万一の場合は死亡保険金で教育資金の不足分をカバーできればよいと考えています。それも間違いではありませんが、「学資(こども)保険」なら、本人の要望以上のものをかなえることができます。

学資保険は貯蓄に近い性質を持ちますが、契約者が死亡した際には保険料が免除となるため、死亡保障の機能もあります。学資保険で十分な教育資金を確保できるなら、死亡保険金で教育資金をカバーする必要はありません。

本人の老後保障

子どもの保障とは別に、本人の老後保障も必要です。父親は死亡保障で頭が一杯のようですが、長生きするリスクも重視して、受取時に複数の選択肢がある商品を勧めたいところです。

それには終身保険が最適です。万一の保障があるだけでなく、一定年齢以上長生きした場合には年金や一時金として現金化し、生活費に充当することができるからです。

医療保障

父親は会社員なので、入院しても収入にすぐ影響は出ません。しかし自己負担分の医療費支出のほか、入院中の家事や子どもの世話の委託に費用がかかる可能性もあるので、一定額の医療保障は必要です。

* * *

学資保険の保険料は、すでに子どもが8歳なので保険期間(払込期間)が短く、割高な印象もあります。しかし貯蓄が目的であり、大学入学までに確実な積み立てが必要であることを訴求すれば、理解を得ることができると思われます。